

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：14:00～16:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて5ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

H税理士会は、税理士法の規定により設置されている特別法人であり、H国税局の管轄する各県の税理士を構成員としている。H税理士会は、税理士法の規定に基づいて会則を定め、会の目的として、「税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」という、税理士法が規定するのと同趣旨のことを掲げている。また、H税理士政治連盟（H税政）は、税理士の地位向上、税理士制度・租税制度の改善に必要な政治活動を行うことを目的として設立されたもので、H税理士会に対応する政治資金規正法上の政治団体であり、日本税理士政治連盟の構成員である。

H税理士会は、定期総会において、税理士法改正運動に要する特別資金とするため、会員から特別会費1万円（以下「本件特別会費」という。）を徴収する旨の決議をし、この決議（以下「本件決議」という。）に基づいて徴収した金員をH税政へ寄付した。

Xは、20年以上にわたって、H税理士会の会員である税理士だが、本件特別会費を納入しなかった。H税理士会の役員選任規則には、役員の実選権・被選権の欠格事由として「選挙の年の3月末日現在において本部の会費を滞納している者」との規定がある。そこで、H税理士会は、この規定に基づき、本件特別会費の滞納を理由として、Xを選挙人名簿に登載しないまま理事等の役員選挙を実施した。

Xは、本件特別会費を徴収する旨の本件決議について、会員の生活利益とは無関係に特定の候補者や政党への寄附を強制するものであって無効だと主張し、H税理士会が本件特別会費の滞納を理由として役員選挙においてXの実選権・被選権を停止する措置をとったのは不法行為であるとして、H税理士会に対し慰謝料等の支払いを求めた。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 憲法

第2問（配点：40点）

衆議院の実質的解散権の所在、および衆議院の解散が憲法69条の定める場合に限られるかという論点に関する学説として、7条説、69条説および制度説がある。それぞれの説の内容を、それらの異同を明らかにしつつ、説明しなさい。

【前期日程】

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

Xは、屋外喫煙所において、以前から折り合いの悪かったAと口論になった。すると突然、Aはアルミ製灰皿（直径19cm、高さ60cmの円柱形をしたもの）を持ち上げ、Xに向けて投げ付けた。Xは、これに立腹しつつ、自分の身を守るために、投げ付けられた同灰皿を避けながら、同灰皿を投げ付けた反動で体勢を崩したAの顔面を右手で殴打した。Aは、頭部から落ちるように転倒して、後頭部をタイルの敷き詰められた地面に打ち付け、仰向けに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった（ここまでのAに対するXの暴行を「第1暴行」という。）。

Xは、Aに灰皿を投げつけられたことに対する怒りが収まらず、意識を失ったように動かなくなって仰向けに倒れているAに対し、その状況を十分に認識しながら、「おれを甘く見ているな。おれに勝てるつもりでいるのか。」などと言い、Aの腹部を足げにしたり、足で踏み付けたりし、さらに、腹部にひざをぶつけるなどの暴行を加えた（第1暴行後のこの段階におけるAに対するXの暴行を「第2暴行」という。）。Aは、第2暴行により肋骨骨折、脾臓挫滅などの傷害を負った。

Aは、付近の病院へ救急車で搬送されたものの、6時間余り後に、頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡したが、この死因となる傷害は第1暴行によって生じたものであった。

Xの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

運送会社Pで働くAは、毎晩のように、Xが営むお好み焼き屋Qで飲食していた。ただ、Aは、生活費に余裕がないため、給料が入った後の月末にその月の飲食代をまとめて支払う約束をXとの間で交わし、Q店で飲食していた。ところが、某年5月31日、Aは、ギャンブルにお金を使いすぎたため、5月分の飲食代金4万8千円を支払う余裕がなかったことから、Q店に行かなかった。

そのころ、Xは、Q店の資金繰りがうまくいっていなかったため、5月分の飲食代金を支払わないAに腹を立てていた。同年6月7日、Xは、Aが5月分の飲食代金を支払いに来ないため、支払いを催促しようとAに電話をかけたが、Aは電話に出なかった。留守番電話につながったので、「5月分の飲食代金4万8千円をすぐに払ってください。」との録音を残しておいた。Aはその録音を聞いた。しかし、同月14日になってもAからの支払いがなかったため、Xは、支払いが遅れた分、多めに支払ってもらわないと気が済まないと考えた。

同日、Xは、Aが勤務するP社に赴き、Aを呼び出した。出てきたAに対し、「逃げるつもりか。早く払え。8万円だ。」と言った。「5月分の飲食代金は4万8千円のはずです。」と答えたAに対し、Xは、「遅れたくせに。誠意を見せろ。俺は元ヤクザだ。今すぐ8万円を払わなければ、明日、昔の仲間を集めて、また来るぞ。どうなっても知らんぞ。」と言って、暴力団員であったこともないのに、そうであったかのように装った。Aは、Xが元暴力団員であると誤信し、Xの要求に応じなければ危害を加えられるのではないかと怖くなり、ちょうど家賃を払うために財布に入れていた10万円の中から、8万円を取り出して、Xに渡した。

この事例について、以下の①及び②の双方に言及した上で、Xの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。また、飲食代金4万8千円の債権に係る利息及び遅延損害金については考慮する必要はない。）。

- ① Xに成立する財産犯の被害額が8万円になるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② Xに成立する財産犯の被害額が3万2千円にとどまるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民法・商法

試験時間 : 10:00～12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて4ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民法【第1問】・【第2問】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

第1問（配点：40点）

以下の（1）（2）の問いに答えなさい。なお、会社法349条5項をはじめとする会社法上の論点について論じる必要はない。

（1）【事実】1から5までを前提に、AのDに対する、甲の明渡請求が認められるか論じなさい（配点：30点）。

【事実】

1. A株式会社の代表取締役B（A社の全株式を保有）は、無職でふらふらしていた弟Cに仕事を与えて更生のきっかけを作ろうと考え、自分と共にCをA社の代表取締役に就任させた。
2. しかし、その後もCは、真面目に仕事をせず相変わらず遊び呆けていたため、BはCの更生をあきらめ、Cを代表取締役から解職することにした。この動きを知ったCは、解職される前にA社の財産を売り飛ばしてその売却代金を着服し、遊ぶ金を作ろうと考え、A社の唯一の財産である社屋甲（市場価格8000万円）をDに売却することを計画し、Dに、甲を近傍の同種物件の市場価格より安価で売却する話を持ちかけた。
3. Dは、A社に何度か融資をしており、債権者としてA社の内情、とりわけA社の実権はBが握っており、普段A社の仕事をせずにBに小遣いをせびってばかりいるCがその一存でA社の重要な財産を処分すること等はできないこと、甲は会社の唯一の財産であることを知っていた。
4. しかし、Dは、A社に対する融資の回収を図るあまり、Bを始めとするA社関係者に甲を処分する意思があるかどうかを確かめることなく、自らを「A株式会社代表取締役」とするCとの間で売買代金を4000万円とする甲の売買契約を締結し、甲の所有権移転登記を備えた。
5. CはA社の代表取締役を解職された後、甲の売買代金を持ち逃げして行方不明となった。

（2）【事実】1ないし5に加えて以下の【事実】6の経緯があった。【事実】1から6までを前提に、AのEに対する、甲の明渡請求が認められるか論じなさい（配点：10点）。

【事実】

【前期日程】

試験科目名： 民 法

6. Dは甲をEに転売し、所有権移転登記もEに移転した。現在Eが甲を占有している。

第2問（配点：40点）

以下の【事実】1から5までを前提に、2025年1月10日、AはCに対して2025年2月分以降の賃料の支払を請求した。この請求が認められるかについて論じなさい。

【事実】

1. A銀行は、2023年1月15日、建設業を営むBに2000万円を融資して、Bの所有する7階建てテナントビル甲およびその敷地乙に抵当権の設定を受け、同日にその旨の登記をした。
2. Bは、2023年4月15日、甲の4階の1区画について、洋食屋を開業するCとの間で賃貸借契約を締結した。賃料は月20万円であり、月末までに翌月分を支払うことになっていた。
3. Bの経営状況は2024年に入って悪化した。Bは、資金繰りのため、同年10月10日、Cに対する上記賃料債権について、2024年11月分から2年分を400万円でDに譲渡し、その旨の通知をCに内容証明郵便によって送付し、これは翌11日にCに到達した。
4. Bは、同年10月にはAからの上記借入金の分割払金の弁済を怠り、同年11月に期限の利益を喪失した。
5. Aは、2024年12月15日、抵当権に基づく物上代位権の行使として、BのCに対する賃料債権について、2025年1月分以降について貸金債権の残額に満つるまでの差押えを申立て、差押命令は同月18日にCに送達され、同月27日にBに送達された。

【前期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

甲株式会社は、取締役会決議を経た上で、その所有する土地を、取締役であるAに3000万で売却する契約を締結した。しかし、Aへの所有権移転登記が完了した後も、Aは3000万円を甲社に払っておらず、甲社も特に取り立てようとしていない。甲社の株主Bは、甲社のために、Aに対して売買代金の支払いを求める訴えを提起することを考えている。Bはこのような訴えを提起することができるかどうかについて論じなさい。

問2

Aは甲株式会社の代表取締役である。Aを代表取締役から解職することが取締役会の議題となり、取締役の全員であるA、B、C、Dが出席し、A、Bが解職に反対し、C、Dが解職に賛成した。この後、Aは代表取締役の地位にあるかどうかについて論じなさい。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：13：30～14：10

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

Xは、Yを被告として、XがYに対して金200万円を貸し付けたという内容の金銭消費貸借契約が成立し、返済期限を徒過したと主張して、貸金の返還を求める訴えを提起した（以下「本件訴え」という。）。

本件訴えにおいて、Yは、Xが主張した「Xは、Yに対し、令和7年3月31日、金200万円を交付した」との事実について否認した。その一方で、Yは、Xが主張した「Xは、令和7年3月30日、自身の銀行口座から金200万円を引き出し、Yは、同月31日、自身の銀行口座に金200万円を入金した」との事実（以下「A事実」という。）については、認めると陳述した（この陳述を「本件陳述」という。）。この場合において、以下の（1）及び（2）について論じなさい。

- （1）Yは、本件陳述を撤回することはできるか。
- （2）本件陳述の結果、A事実については証明を要しないこととなるか。

問2

Xは甲土地を所有し、Yは甲土地上の乙建物を所有している。Xは、Yを被告として、甲土地所有権に基づき、乙建物を収去して甲土地の明渡しを求める訴えを提起し（以下「本件前訴」という。）、本件前訴は請求認容判決が言い渡され、同判決は確定した。

Zは、本件前訴の口頭弁論終結時の後に、Yから乙建物の譲渡を受けた。そこで、Xは、Zを被告として、甲土地所有権に基づき、乙建物を収去して甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。この場合に、Zが、ZのXに対する乙建物を収去して甲土地を明け渡す義務の存否を争うことができるかについて論じなさい。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 14 : 20 ~ 15 : 00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

警察官Kらは、暴力団A組に所属する被疑者Xが、自らが暴力団組員であることを示して繁華街で一般人を恐喝した事件を捜査するため、被疑事実として「恐喝被疑事件」、捜索すべき場所として「暴力団A組事務所および附属建物一切」、差し押さえるべき物として「本件に関係ある、1. 暴力団を標章する状、バッチ、メモ等、2. 拳銃、ハترون紙包みの現金、3. 銃砲刀剣類等」と記載された捜索差押許可状の発付を得てA組事務所を捜索したところ、A組名入りの腕章、組員名簿とともに、XらA組に所属する暴力団組員が客を集め、事務所内において、日常的に賭博場を開帳していたことを示すメモ196枚（客の名簿、金銭の計算関係等が記載されたメモ）を発見したため、これも差し押えた。

Kらによる賭博場の開帳に関するメモ196枚の差押えは適法か。自説と異なる見解をふまえつつ論じよ。

令和8年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 行政法

試験時間 : 15 : 45 ~ 16 : 25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Xは爆発物取締罰則違反等により起訴され、東京拘置所に勾留されていた。Xは、死刑廃止運動に賛同するAと養子縁組を結んでいた。Aには当時10歳になる長女Bがおり、Xは、Bとも文通をするなどしていた。Xは、昭和59年4月27日、東京拘置所長（以下「拘置所長」という。）に対し、Bとの面会許可を申請した。しかし拘置所長は、幼年者であるBの心情を保護する必要があることを理由に、同年5月2日、Xに対して、監獄法施行規則120条に基づき不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行った。

問1（配点：10点）

監獄法との関係に留意しながら、監獄法施行規則の法的性質を答えなさい。

問2（配点：30点）

本件不許可処分の違法性につき、Xがとりうる立論を述べなさい。

（参考条文）

○監獄法（当時のもの）

第四十五条 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

（以下略）

第五十条 接見ノ立会、信書ノ検閲其他接見及ヒ信書ニ関スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○監獄法施行規則（当時のもの）

第二百十条 十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ為スコトヲ許サス

第二百二十四条 所長ニ於テ処遇上其他必要アリト認ムルトキハ前四条ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

令和8年度 法科大学院入学者選考試験【前期日程】法律科目試験
出題の趣旨及び解答の指針

【憲法】

(第1問)

本問は、最判平8・3・19民集50巻3号615頁に基づく事案である。そこでは、団体の目的達成のための統制権の行使と、団体構成員の権利の衝突が生じる場面（団体内部の紛争）における人権の扱いが問題となる。とりわけ、脱退の自由が実質的に制限されているような、いわゆる強制加入団体における構成員の自由が問題となった事案において、団体の目的の範囲と、構成員の協力義務の限界を検討するという最高裁判例の考え方を踏まえつつ、本問の事案にどのように対処するかの説明を行うことが求められよう。

(第2問)

本問は、衆議院の実質的解散権の所在及び裁量的解散の可否という論点について主要学説の異同を問うものである。衆議院の解散の定義（憲法45条ただし書）や解散に関する憲法の規定を説明した上、少なくとも、①7条説、69条説及び制度説は、いずれも、天皇に帰属するのは形式的解散権にとどまり、実質的解散権は内閣に所在すると解する一方、内閣に実質的解散権が所在する憲法上の根拠について解釈が分かれること、②7条説は、天皇の国事行為である衆議院の解散に係る「内閣の助言と承認」（憲法7条）に実質的決定権が含まれると解し、「内閣の助言と承認」を実質的解散権の根拠とすること、③69条説及び制度説はいずれも、形式的儀礼的行為という国事行為の性質に照らして、「内閣の助言と承認」は実質的解散権の根拠にならないと解して、69条説は、憲法69条を実質的解散権の根拠とし、制度説は、議院内閣制・権力分立をはじめ憲法が定める統治構造全体の趣旨を実質的解散権の根拠とすること、④69条説は、解散は憲法69条所定の場合に限られるとするのに対して、7条説及び制度説は、解散は憲法69条所定の場合に限られないとすることを、そのように解する理由とともに明らかにすることが求められる。

【刑法】

(第1問)

本問は、最決平成20年6月25日（刑集62巻6号1859頁）を基にしたものである。正当防衛が問題となる状況において、急迫不正の侵害が終了したにもかかわらず、反撃行為を継続した場合（いわゆる「量的過剰防衛」）については、そもそも（侵害は終了したのであるから）刑法36条2項が適用されないようにも思われるが、侵害が存在した段階（第一行為）と終了したあとの段階（第二行為）を一連の行為として評価することにより、全体として過剰防衛とみることが可能か否かが争点となる。

本問は、こうした争点を十分に理解しているかどうかを問うものであるが、その前提として、事案に関して刑法36条1項の各要件の充足を確認する際に、いきなり（直接的に）条文の文言に対応させるのではなく、①「急迫不正の侵害」等の意味（定義）を明確にした上で事実を丁寧にあてはめているかどうか、②「防衛するため」のように、その内容について議論がある要件については、いかに解するべきか検討した上で適用しているかどうか

か、が重要なポイントとなる。

(第2問)

本問では、「権利行使と恐喝罪」と呼ばれる論点を題材としている。これは債権者が恐喝によって債務の弁済を受ける場合であるが、その点に関する財産的損害の有無をめぐって、問題文にある①②の立場が主張されることになる。併せて、「恐喝」等の各要件の充足に基づく構成要件該当性を前提に、違法性阻却の余地も問題となる。本問は、恐喝罪の成否に関し、こうした点に関する理解を問うものとなっている。

【民法】

(第1問)

本問は、代理人による代理権の濫用と、第三者の保護としての民法94条2項の類推適用の可否について問う問題である。民法107条は最判昭和42年4月20日民集21巻3号697頁の判例法理の結論を、代理権濫用の場合でも効果帰属することを原則とした上で無権代理として擬制する形で維持している。本問のCはAの代理人であるところ、同条によりCの行為は無権代理とみなされ、Dは甲につき無権利者である。しかし、最判昭和44年11月14日民集23巻11号2023頁の判例法理を本件に当てはめると、Cが権限濫用の意図をもってDに甲を売却した事実についてEが善意であるときは、AはC Dの売買が無権代理であることをEに対抗できない。ただし、虚偽の外観の作出についての本人Aの帰責性の有無をどう考えるかは一つの問題であり、この点についての検討も望まれる。

(第2問)

本問は、抵当権に基づく物上代位の対象となる賃料債権が譲渡された場合、抵当権者と債権譲受人の優劣がどのように決せられるかを問う問題である。

抵当権は、被担保債権の不履行後に生じた抵当不動産の果実に及び(371条)、抵当権者は物上代位権を行使することができる(372・304条1項本文)。抵当権者が物上代位権を行使するにあたっては、債務者が受けるべき金銭その他の物の「払渡し又は引渡し」の前に「差押え」をする必要がある(304条1項但書)。そこで、抵当権に基づく物上代位における「差押え」の趣旨、および、債権譲渡が「払渡し又は引渡し」に当たるかどうか問題となり、この点に関する最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁を十分に理解したうえで、論理的に記述できることが求められる。

【商法】

(問1)

代表訴訟の対象となる取締役の責任の範囲をどう解するかが問題となる。会社法847条1項・3項によれば、具体的な条文があげられているものを除けば、「役員等・・・の責任を追及する訴え」を代表訴訟ですることができる。

取締役と会社の取引により取締役が会社に対して負う債務が「役員等の責任」に含まれるかどうか問題になる。

(問2)

取締役会決議では、特別利害関係人は議決に加わることができないところ(会社369条2項)、代表取締役の解職決議における当該代表取締役は特別利害関係人に当たるかが問題になる。

【民事訴訟法】

(問1)

小問(1)は、自白の当事者拘束力(撤回制限効)に関する理解を問うものである。撤回制限効の生じる事実の範囲に関する学説・判例の状況、および、A事実が「金200万円を交付した」という主要事実の間接事実であることを踏まえて、本件陳述に撤回制限効が生じるか否かについて、適切に論じることが求められていた。

小問(2)は、証明不要効(民訴179条)に関する理解を問うものである。証明不要効の生じる事実の範囲に関する理解を踏まえて、A事実の証明の要否について、適切に論じることが求められていた。

(問2)

本問は、口頭弁論終了後の承継人(民訴115条1項3号)に関する理解を問うものである。Zは本件前訴の訴訟物自体の承継人ではないが、本件前訴の訴訟物は物権的請求権(所有権に基づく返還請求権)であり、Zは当該請求権の義務者となる地位(Xの甲土地所有権の侵害者〔占有者〕たる地位)をYから取得していることを踏まえて、Zが承継人に該当することについて、適切に論じることが求められていた。また、本件前訴の既判力がXのZに対する訴訟にどのように作用し得るかを踏まえて、「ZのXに対する乙建物を収去して甲土地を明け渡す義務」の存否をZが争うことは、前訴の既判力に抵触し得るかについて、適切に論じることが求められていた。

【刑事訴訟法】

1. 出題の趣旨

本問は、令状主義に関する基本的な理解を問う問題である。令状主義の意義を踏まえた上で、令状に記載された差押目的物の問題や、被疑事実と差押目的物との関連性に着目して具体的事案に即して解答し、また、自説とは異なる見解を踏まえて解答することが求められる。

2. 解答の指針

解答に際しては、まず、令状主義の内容の正確な理解、令状主義が要請される理由・根拠をきちんと踏まえていることが必要である。さらに、令状主義に対する正確な理解を踏まえた上で、出題された事案について、令状記載の差押目的物や捜索場所の特定に関して検討しなければならない。また、本問では、捜索差押許可状記載の被疑事実が恐喝罪であるところ、捜索中に発見されたのは賭博罪に関するメモであるから、同メモと恐喝罪との関連性を十分に意識して論じる必要がある。

【行政法】

本問題は、講学上の「法規命令」の概念、及び行政機関が法規命令を制定(行政立法)

する際の憲法上の要件（第73条第6号但書き＝法律上の委任）についての理解を問うものである。本問題の素材である最高裁平成3年7月9日第3小法廷判決は、学部レベルの行政法の講義において「法律の委任」に関する説明を行ううえで必ず言及されるものである。

（問1）

法律の委任に基づいて制定され、この条件に抵触しない限り法規範性、裁判規範性が認められる法規命令であって、省令に付される「〇〇法施行規則」の概念と、法律の委任に基づかずに行政内部で定立される「講学上の行政規則」の違いを混同することなく、正確に理解できているかを問うものである。

（問2）

監獄法（法律レベル）では、接見は原則として認められることになっており（法45条）、接見制限に関する法50条からは、「幼年者の心情保護の観点から幼年者の接見を制限する趣旨」は読み取れない。それにもかかわらず、14歳未満の者との接見を原則として認めていない監獄法施行規則が、「法律の委任」の範囲を超え違法なものとはいえないかどうかについての論証・理解を問う問題である。